

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【251】
2. 日時：令和2年7月3日 10時00分～15時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、  
羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官、宇田川安全審査官、  
服部安全審査専門職、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 機器耐震技術GM 他12名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性及び強度に関する説明書について、令和2年3月26日、6月17日、6月18日、6月19日、6月24日及び6月25日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【水密扉の耐震性についての計算書】

- 「表4-4 設計震度」に示される基準地震動 $S_s$ の設計震度 $k_H$ について、水密扉の設置階での震度を示し、計算上は設置階の上階での震度を用いていることを説明すること。また、水密扉の強度計算書についても同様に説明すること。

【耐震評価対象の網羅性、既工認との手法の相違点の整理について】

- 「別表第二を踏まえた対象設備の網羅性（柏崎刈羽発電所第7号機）」に示されるチャンネルボックスについて、規制上求められる機能を明確にした上で、耐震計算書が不要であるとする考え方を説明すること。

【機器・配管系の設備の既工認からの構造変更について】

- 「表1 既工認からの構造変更実績のある設備の一覧表」に示される設備について、改造の目的を整理して説明すること。また、残留熱除去系配管及びサポートは、配管、空調ダクト等の長尺設備の代表例であることを説明すること。

【耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針】

- 「表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設」の主蒸気逃がし安全弁排気管（Bクラス）に対する注記\*10について、設計基準対象施設として、ドライウエル内をBクラス（基準地震動 $S_s$ に対して機能維持）、サプレッションチェンバ内をSクラスとした考え方を整理して説明すること。また、重大事故等対処設備として、ドライウエル側及びサプレッションチェンバ側の全体をクラス2とした考え方と比較して説明すること。

【原子炉圧力容器スカート強度計算書における外荷重の内訳について】

- 「4. 荷重の算出例」に示される保有水質量、ベロー反力、配管反力等の外荷重の内訳について、外荷重Cの内訳のほか、外荷重A、B、D、E及びFの内訳を整理して説明すること。

【原子炉圧力容器の耐震性についての計算書におけるブラケット類の疲労評価の省略について】

- 疲労評価が不要であるため「 $PL + P_b + Q$ 」の評価が不要であるとする考え方を整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他  
なし